

消費者庁  
任期付職員の募集について

消費者庁においては、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年法律第 125 号 (以下「任期付職員法」という。)) に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官 (消費者庁消費者安全課事故調査室長)

2. 職務内容

消費者庁消費者安全課に置かれた事故調査室においては、生命・身体に関する消費者事故等の原因究明を行う「消費者安全調査委員会」による事故調査の支援を行います。具体的には、同委員会が行う事故調査及び他の行政機関による事故調査結果の評価の支援、消費者庁が入手した生命身体事故等に関する情報解析、事故等原因調査等の申出に関する業務、事故調査報告書等の作成支援、関係省庁との調整その他関係する業務を行います。今回公募する者は、事故調査室の室長として、これらの業務を遂行するための総合調整、企画立案及び組織のマネジメントを担当する者です。

3. 募集人員

1 名

4. 募集対象

次のいずれかの職歴を有すること

ア 商品、設備等に関する安全性の確保、事故原因の調査、分析など、商品、設備等の安全に関連する実務経験 (研究機関 (大学院修士課程以降の研究を含む)、行政機関、又は企業におけるもの) が 20 年以上あること。

イ 企業における勤務経験及びこれと同程度の社会人経験の合計が 25 年以上あり、かつ、直近の 10 年間、商品、設備等に関する安全性の確保、事故原因の調査、分析など、商品、設備等の安全に関連する実務に従事していたこと。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 38 条の規定により国家公務員となる  
ことができない者

・成年被後見人又は被保佐人

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくな

るまでの者

- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

## 6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

## 7. 身分

国家公務員

## 8. 雇用期間

令和元年8月以降1年間（任期は応相談、更新もあり得ます）

## 9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり。）

## 10. 勤務地

消費者庁消費者安全課事故調査室（東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館7階）

## 11. 応募方法

### （1）提出書類

#### ア）履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※「内閣府事務官（消費者庁消費者安全課事故調査室長）」志望と必ず明記すること。

#### イ）志望理由（A4横書き、1,000字以内）

ウ）職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A4横書き）を添付することが望ましい。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階  
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 令和元年6月4日（火）

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

## 12. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。提出締切り後2週間以内に連絡がない場合は、書類選考不合格となります。不合格の場合は応募書類を返却いたします。

## 13. 連絡先

（業務内容）消費者庁消費者安全課（総括）

電話 03-3507-9202（直通）

（勤務条件）消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152（直通）